

広島県告示第十八号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・八七二四四二三四八六五〇三」を「〇・八八二八五四三〇四四〇八九」に改める。